

第10回府中市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和3年5月16日（日）

11:00～11:30

場所：4階第一委員会室

1 感染状況等

(1) 県内感染状況：広島市、福山市のみならず**他の市町も急増傾向** **ステージⅣ**
府中市 連日感染者を確認

(2) 国、県の対策

○国 **緊急事態宣言（5/16（日）～5/31（月））**

○県 **新型コロナ感染拡大防止集中対策（5/8（土）～6/1（火））**

緊急事態措置を実施すべき期間（5/16（日）～5/31（月））

- ・ **外出の削減**（外出機会半減、20時以降の外出削減）
- ・ **他地域への移動の自粛**（最大限自粛）
- ・ **飲食店等に対する休業又は時短営業**
（酒類の提供あり 休業、酒類の提供なし時短（5時～20時））
- ・ **大規模施設等（1,000㎡超） 時短営業**（感染状況に応じ土日休業）
- ・ **適用外：生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗**

別紙 1

2 市の対応

(1) 飲食店等に対する要請への対応

- ・ **酒類の提供あり 休業、酒類の提供なし時短（5時～20時）**
- ・ **その他の飲食店 時短（5時～20時）**
（周知方法：商工会、組合を通じ）

(2) 市が主催するイベント等、公共施設の取り扱い

- ・ **イベント：中止又は延期**
- ・ **公共施設：休館（一部利用の制限）**

※学校、保育園、放課後児童クラブは通常通り

(3) 市民・事業者への要請（市長メッセージ）

- ・ **外出機会の半減**
- ・ **出勤者の削減職場での感染予防**
- ・ **時短要請**

（周知方法：防災メール、ライン、HP）

別紙 2

別紙 3

(4) 市役所の対応

別紙 4

緊急事態宣言、まん延防止対策、集中対策の内容

区分	緊急事態宣言 (政府基本的対処方針を含む)	まん延防止対策 (政府基本的対処方針を含む)	広島県集中対策(5/8~6/1) 緊急事態措置(5/16~5/31) 取消線変更箇所 太字追加箇所
対象地域	都道府県	政府:「都道府県」を発令 知事:「市町村」又は地域指定	全県(広島市、福山市一部強化)
発出の目安	ステージ「4」	ステージ「3」	
外出自粛	特道府県毎 (特に20時以降の不要不急の外出自粛) (不要不急の都道府県間の移動を控える)		<ul style="list-style-type: none"> • 外出機会、時間の半減 • 外出削減 20時以降 • 移動の自粛 <p style="margin-left: 20px;"> 緊急事態宣言、まん延防止対策 最大限自粛 感染拡大地域 慎重に判断 広島市、福山市との往来 最大限自粛 他地域への移動の自粛 最大限自粛 </p>
職場への出勤	<ul style="list-style-type: none"> • 7割削減 • 20時以降の勤務抑制 • 時差出勤、テレワーク 		<ul style="list-style-type: none"> • 出勤者、執務室定員 7割削減 • 勤務時間抑制 20時以降 • 時差出勤、テレワーク
事業者			<ul style="list-style-type: none"> • 感染症対策担当者の選任 • 昼食や休憩時間の分散 • 執務室等に入出入りするたびの手指消毒の徹底 • 換気、加湿の徹底(実施したこと、測定したことなどの記録) • 「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」の周知・徹底や産業保健職の活用 など

<p style="text-align: center;">飲食店</p>	<p>都道府県毎 酒類・カラオケ提供店：休業要請 酒類の提供の自粛 上記以外の飲食店：時短要請（20時） <特措法> 時短要請・命令 休業要請・命令 罰金 30万以下の過料</p>	<p>都道府県毎 時短要請（20時まで） <特措法> 時短要請・命令 罰金 20万以下の過料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象施設 酒類提供飲食店（カフェ、喫茶含む） ・営業時間 5時～20時 ・酒類の提供 11時～19時 ・協力支援金 <ul style="list-style-type: none"> 中小企業：1日3.0～9.5万円 大企業：1日最大19.5万円
<p style="text-align: center;">飲食店以外</p>	<p>都道府県毎 1,000㎡超の店舗：時短要請（20時）</p>	<p>都道府県毎 入場制限又は規制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運動施設、遊技場、劇場、映画館、博物館、図書館、会議室 <ul style="list-style-type: none"> 営業時間 5時～20時（劇場、映画館 21時） 収容上限 5,000名かつ50% ・遊興施設、物品販売店、サービス業 <ul style="list-style-type: none"> 営業時間 5時～20時 土日休業（10,000㎡超の施設） ・大規模施設等協力支援金 <ul style="list-style-type: none"> 大規模施設（1,000㎡）超を運営する事業者、大規模施設のテナント事業者 大規模施設：1日対象床面積1,000㎡毎に20万円 テナント：1日対象床面積100㎡毎に2万円

別紙2

令和3年5月16日

現在

施設の休館等情報

市の方針:原則として休館または利用制限とします。(期間:5月16日(日)~5月31日(月))

NO	区分	施設名	休館する期間	注意事項	担当課	連絡・問い合わせ先
文化 教育施設						
1	図書館	府中市立図書館	5月16日~	予約貸出のみの入館に限る	教育政策課	0847-43-7176
2	図書館	府中市立図書館上下分室			教育政策課	0847-43-7176
3	資料館	府中市歴史民俗資料館			教育政策課	0847-43-7180
4	資料館	上下歴史文化資料館			教育政策課	0847-43-7180
5	資料館	府中市オオムラサキの里 展示棟			農林課	0847-43-7131
6	学習施設	府中市生涯学習センター(TAM)			教育政策課	0847-43-7176
7	公民館	各公民館			教育政策課	0847-43-7176
8	集会所	各集会所			教育政策課	0847-43-7176
9	学校施設	学校グラウンド及び体育館			教育政策課	0847-43-7176
子育て支援施設						
10	保育施設	府中市子育て支援センター	5月16日~	電話、オンラインによる相談は個別に実施	ネウボラ推進課	0847-46-2455
11	保育施設	国府地域子育て支援センター			ネウボラ推進課	0847-46-2455
12	保育施設	キッズランドMOMO(和光園)			ネウボラ推進課	0847-46-2455
13	保育施設	上下地域子育て支援センター			ネウボラ推進課	0847-46-2455
14	児童館	府中市こどもの国ポムポム			女性子ども課	0847-43-7139
屋内体育施設等						
15	屋内体育施設	府中市B&G海洋センター	5月16日~	休館(新規予約の中止・利用中止依頼)	地域振興課	0847-43-7251
16	屋内体育施設	TTCアリーナ			地域振興課	0847-43-7251
17	屋内体育施設	南の丘体育館			地域振興課	0847-43-7251
18	屋内体育施設	月見ヶ丘公園体育館施設			地域振興課	0847-43-7251
19	屋内体育施設	府中市武道場			地域振興課	0847-43-7251
20	屋内体育施設	府中市上下格技場			地域振興課	0847-43-7251
21	屋内体育施設	各スポーツグラウンド(阿字・出口・古府の森・諸田・協和・久佐)付設体育館			地域振興課	0847-43-7251
22	屋内体育施設	各多目的広場(清岳・階見・吉野)付設体育館			地域振興課	0847-43-7251

NO	区分	施設名	休館する期間	注意事項	担当課	連絡・問い合わせ先
		屋外体育施設等				
23	屋外体育施設	中須グラウンド(テニスコートを含む。)	5月16日～	利用制限(新規予約の中止・利用中止依頼)	地域振興課	0847-43-7251
24	屋外体育施設	桜が丘グラウンド			地域振興課	0847-43-7251
25	屋外体育施設	上下テニスコート			地域振興課	0847-43-7251
26	屋外体育施設	上下野球場			地域振興課	0847-43-7251
27	屋外体育施設	上下多目的運動場			地域振興課	0847-43-7251
28	屋外体育施設	上下ゲートボール場			地域振興課	0847-43-7251
29	屋外体育施設	各多目的広場(清岳・階見・吉野)			地域振興課	0847-43-7251
30	屋外体育施設	各公園グラウンド(中須公園旭・府中公園・ウカイランド公園)			地域振興課	0847-43-7251
31	屋外体育施設	各スポーツグラウンド(阿字・出口・諸田・協和・協和北グラウンド・久佐・古府の森)			地域振興課	0847-43-7251
32	屋外体育施設	羽高湖サン・スポーツランド			商工労働課	0847-43-7190
		観光・商業・多目的各施設				
33	商業施設	府中市上下ふるさと産品センター	5月16日～		農林課	0847-43-7131
34	商業施設	矢野温泉公園四季の里(四季彩工房)		農林課	0847-43-7131	
35	商業施設	道の駅(レストラン)	5月17日～		商工労働課	0847-43-7190
36	商業施設	道の駅(アンテナショップ)		商工労働課	0847-43-7190	
37	宿泊施設	府中市勤労青少年ホーム	5月16日～	休館(新規予約の中止・利用中止要請)。	商工労働課	0847-43-7190
38	キャンプ場	河佐峡(キャンプ場)	工事により休止中		観光課	0847-43-7141
39	福祉施設	府中市保健福祉総合センター(リ・フレ)	5月17日～	貸館を休止	健康推進課	0847-47-1310
40	その他	羽高湖森林公園	5月16日～		農林課	0847-43-7131
41	その他	河佐峡(パークゴルフ場)		観光課	0847-43-7141	
42	その他	矢野温泉公園四季の里(キャンプ場・あやめ園)		観光課	0847-43-7141	
43	その他	三郎の滝(滝滑り・龍王荘)		観光課	0847-43-7141	
44	その他	府中市観光協会 観光案内所(キテラスふちゅう北館)		観光課	0847-43-7141	
45	その他	恋しき(貸館・貸室)		休館(新規予約の中止・利用中止要請)	観光課	0847-43-7141
46	その他	翁座		5月15日～		観光課
47	その他	府中市文化センター	5月16日～	休館(新規予約の中止・利用中止依頼)。ただし、ワクチン接種会場としての利用など必要に応じて対応	地域振興課	0847-43-7251
48	その他	上下町民会館			教育政策課	0847-43-7176

新型コロナウイルス感染症に対する「緊急事態措置」を伴う
集中防止対策について

新型コロナウイルス感染症について、広島県では、5月8日から感染拡大防止集中対策として取り組みをおこなっているところですが、その後も感染者は急増傾向にあり、危機的な状況にあります。

国は広島県に対して、「緊急事態宣言」を5月16日から5月31日まで発令し、広島県は緊急事態措置として更なる対策を強化しました。

市としてもこの感染の急増傾向を収束させるため、「外出の削減」や「他地域への移動の自粛」、感染リスクの高まる「5つの場面」への注意や基本的な感染防止などの徹底や、休業・営業時間の短縮への協力等をお願いします。

令和3年5月16日

府中市長 小野 申人

市民の皆様へ

1 外出の削減

人流の5割削減による接触機会の8割削減を図るため、次の事項をお願いします。

- ・日常生活上必要な買い物などを含めて外出機会、外出時間を半分に減らしてください。特に、20時以降の外出はさらに減らしてください。
- ・必要があって外出する場合には、必ずマスクを着用したうえで、混雑している場所、時間を避けるなど、可能な限り人と人との接触をさけることを心がけてください。
- ・やむを得ず外出するときは、2メートル以上距離をおいてください。

2 飲食店の利用と感染予防

- ・同居する家族以外での会食等は控えてください。
- ・休業要請または営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は厳に控えてください。また、会食等を行う場合には「広島積極ガード店」、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を利用してください。
- ・路上、公園等における集団での飲酒は行わないでください。
- ・イベントに参加する時は、直行・直帰してください。

3 他地域への移動の自粛

- ・他地域への往来は、最大限自粛してください。

4 市が主催するイベント・公共施設の利用について

- ・市が主催するイベント等については、原則中止または延期とします。
- ・施設の利用については、原則として、休館または利用制限とします。

5 学校・保育所（園）・放課後児童クラブの対応について

- ・感染防止対策を徹底した上で、通常通り継続します。

6 感染しているか不安な方へ

- ・無料でPCR検査が受けられます。

福山PCR検査センターでの検査（車に乗ったままで検査）

対象者：全県民

場所：旧福山港フェリーターミナル駐車場【新涯1号駐車場】
他県内4カ所

電話予約：050-1741-6373（受付時間10時～15時）

検査結果：陽性者には後日電話にて連絡

- ・体調がおかしいと思ったら外出を控え、かかりつけ医や積極ガードダイヤル（082-513-2567）【24時間対応】に連絡して相談・受診してください。

7 ワクチン接種について

- ・予定通り、5月22日（土）から、文化センターでワクチン接種を開始します。会場においても、感染対策には十分な配慮を行っています。安心してご来場ください。

事業者、企業の皆様へ

1 イベント等の開催要件

- ・5月15日から17日までを周知期間とし、5月18日以降のイベントについては、人数上限を「5,000人」かつ、収容率を50%としてください。併せて、21時以降の営業時間短縮等を働きかけてください。
- ・全国的な人の移動を伴うイベントまたはイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合の県への事前相談は、引き続き、実施してください。

2 施設の使用制限等

①飲食店等に対する要請

- ・酒類、カラオケを提供する飲食店は休業、ただし提供しなければ時短営業（5時～20時）となります。
- ・その他の飲食店は、時短営業（5時～20時）となります。
- ・要請に応じた場合には、協力支援金が支給されます。

②大規模施設等に対する要請

- ・1,000 m²を超える大規模店舗は、時短営業（5時～20時）となります。
感染状況に応じて、土日の休業が要請されます。
- ・要請に応じた場合には、協力支援金が支給されます。

3 職場への出勤等

人流の5割削減による接触機会の8割削減を図るため、次の事項をお願いします。

- ・徒歩、自転車通勤、時差出勤などで通勤時の人との接触を減らしてください。
- ・Web会議やテレワークの活用により、出勤者の割合を7割減らしてください。
また事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を減らしてください
- ・事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制してください。

4 他地域への移動の自粛

- ・他地域への往来は、最大限自粛してください。

5 業務の継続

- ・広島県の感染状況はステージ4にあることから、県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ業務を継続してください。

6 職場内における感染防止対策の強化

3密の回避や感染防止のため、以下も参考に取り組んでください。

- ・感染症対策担当者の専任
- ・昼食や休憩時間の分散
- ・執務室に出入りするたびの手指消毒の徹底
- ・換気、加湿の徹底（実施したこと、測定したこのなどの記録）
- ・「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」の周知徹底や、産業保健職の活用など

新型コロナウイルス感染症は、誰でも感染する恐れがあります。誤った情報やうわさに左右されず冷静に行動しましょう。感染者やその家族、医療福祉関係者、外国人などに対し、絶対に誹謗・中傷・差別をせず、お互いに支え合い一人ひとりが思いやりを持った行動をお願いします。

また、府中市役所におきましても、感染拡大予防対策として、職員の時差出勤やテレワーク等の在宅勤務に取り組んでまいりますが、市民の皆様への窓口業務やサービスに影響がないよう行っていますので、ご理解ご協力をお願いします。

令和3年5月16日

各課（事務局・支所・事務・室）長 様

府中市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた業務における対策の強化について（通知）

広島県内では連日 200 人を超える新規感染者が報告される中、広島県に対して 5 月 14 日に「緊急事態宣言」が発出されたところです。これを受けて広島県は 5 月 16 日（日）から 31 日（月）までを緊急事態措置を実施する期間として、県民へは外出の制限、事業者へは休業要請や時短営業など、集中対策の強化を決定しています。

府中市においても、昨年 11 月から 12 月の感染状況に匹敵する傾向が見られ、これ以上の感染拡大を防止し、県の緊急事態措置に合わせた取り組みを行うこととしました。

府中市役所においても、行政の機能維持、業務継続のため、さらに徹底した感染拡大防止対策の取り組みを行います。

1 対象期間**令和3年5月16日（日）～6月1日（火）****2 取組内容****(1) テレワーク又は在宅勤務**

全体で5割を目標として、テレワーク又は在宅勤務を行ってください。

（令和3年5月10日通知参照）

(2) 時差出勤

テレワーク又は在宅勤務の実施が困難な職場においては、職員間での接触時間を可能な限り削減するため、時差出勤を行ってください。（令和2年実施と同様、1人1回/週）

(3) 昼食、休憩時間の分散

マスクを外した状態で接する機会（時間）を減らすため、昼食、休憩を交代しながらとる、また昼食中は会話を控えるなど、対策を行ってください。

(4) 20時以降の勤務の抑制（時間外勤務の縮減）

終業時が20時以降となるような勤務（時間外勤務）を行わせないようにしてください。

所属長は、所属職員が早期に退庁できるよう、不急の業務の延期又は中止や効率的な業務遂行に努め、出来る限り時間外勤務の縮減を行ってください。

(5) 活動自粛、体調管理、換気等

職員一人ひとりが、外出や他地域への移動など行動の自粛を改めて自覚するとともに、手洗い・うがいといった日々の予防、職場での定期的な換気など、様々な感染予防対策を徹底してください。